

# 年末調整事務相談会（記帳指導会）

従業員等の年末調整事務の時期が近づいてきました。  
そこで、年末調整事務の方法及び関連する経理の記帳方法についての個別相談会  
を下記のとおり開催致しますので、是非、ご参加いただきますよう案内申し上げます。  
1月の相談会時には、大変混雑することが予想されますので、12月の相談会への参加をお勧めします。

記

1. 日程 平成30年12月26日（水）、27日（木）、  
平成31年1月4日（金）、7日（月）～10日（木）

計7日間

受付時間 午前 10時00分～11時30分

午後 1時00分～3時30分

※事前のご予約は出来ません。

2. 開催場所 瑞穂町商工会

瑞穂町石畑1973 TEL042-557-3389

3. ご持参いただくもの

＜年末調整事務の相談に必要な書類＞

- 賃金台帳または給与支払金額のわかる書類
- 平成29年および30年分給与所得源泉徴収簿
- 平成29年から31年分の扶養控除等異動申告書

**重要**

**※扶養控除申告書に従業員等のマイナンバーの記入をお願いします。**

- 平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書
- 平成30年分給与所得者の保険料控除申告書
- 平成29年度、平成30年度分源泉所得税納付書の控え
- 税務署より配布されている源泉所得税納付書、控除証明書 など

＜記帳の相談に必要な書類＞

- 平成29年度及び30年度決算書控え
- 帳簿等関係書類 など

**重要**

以上

**注意** 従業員等の法定調書提出の際に、事業主自身の（「マイナンバーカード」）  
または（「通知カード」＋「運転免許書、健康保険の被保険者証など」）  
の2種類以上の証明書等が必要です。※詳細は裏面をご覧ください。

4. 問い合わせ先 瑞穂町商工会 担当：久松

TEL 042-557-3389

※ 不明瞭な点等ありましたらお気軽にご連絡下さい

# ご連絡・お願いについて

平成28年1月より、マイナンバー制度が導入され、所轄税務署や従業員等が居住している市区町村に提出する「法定調書」にマイナンバーを記載することとなりました。

**マイナンバーは、とても重要な個人情報**であり、情報漏えいなどのリスクの観点から、瑞穂町商工会では原則マイナンバーが記載された書類をお預かりしないこととしております。

大変申し訳ありませんが、**マイナンバーが記載される法定調書につきましても、ご自身で、青梅税務署や市区町村にご提出**して頂くこととなります。ご理解ご協力をお願い致します。

尚、個人事業主の方が法定調書を市区町村に提出する場合、**個人事業主のマイナンバーが確認出来る書類**（マイナンバーカード又は通知カード＋運転免許書等）の**提示**が必要となります。

また、**従業員等の代理人**が提出する場合は、**個人事業主のマイナンバーが確認出来る書類のコピーの提出**、**代理提出の委任状**（任意様式）、**代理提出される方の身分証明書**（運転免許書等）の**提示**が必要となります。

※マイナンバーは、法律で定められた目的以外には利用できないため、その収集から保管・利用・破棄に至るまで、個人情報保護法以上に厳格な管理が義務づけられます。

## 会場案内図

